

4款1項6目01事業

産婦健康診査・産後ケア事業

保健推進課 予算書P93

目的・ねらい

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確保・子育て世代の定住促進

内容

《対象：平成30年4月以降に出産した産婦》

「産婦健康診査」

現在：退院後は、産後1か月健診を全額自費で受診

↓
退院後、産後2週間健診・産後1か月健診時に1回あたり5,000円の費用助成を実施

（健診項目：問診，診察，体重・血圧測定，尿検査，エジンバラ産後うつ病質問票）

「産後ケア事業」

産婦健康診査の結果，支援が必要と認められる産後4か月までの産婦とその赤ちゃんに対して助産所もしくは産科病院に委託し，産後ケアにかかる費用助成を実施

- ①宿泊型 利用者が宿泊して産後ケアサービスを受ける
- ②デイサービス型 利用者が来所して産後ケアサービスを受ける

（産後ケアの内容）

- ・母親の身体的ケア及び保健指導，栄養指導
- ・母親の心理的ケア
- ・適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- ・育児の手技についての具体的な指導及び相談